

議 会 資 料	議案 第 19 号
監査委員事務局 水道総務課	

志摩市監査委員条例及び志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和6年6月26日に地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号。以下「改正法」という。)が公布されました。

当該法律の要点は次のとおりです。

- ① DXの進展を踏まえた対応
- ② 地域の多様な主体の連携及び協働の推進
- ③ 大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例
- ④条項の新設

本案は、④に伴う条ずれに対応するための条例改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

改正法の施行により、第243条の2の7に新設される特定歳入等の収納に関する規定により改正前の第243条の2の8（職員の賠償責任）は、第243条の2の9に条ずれするため、これに対応するため改正を行います。

3. 改正する効果等

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、整合性を図るため条ずれへの対応を行います。

志摩市監査委員条例(平成16年志摩市条例第30号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
(請求又は要求による監査) 第4条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。 2 (略)	(請求又は要求による監査) 第4条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項並びに<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受けたときは、その日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を監査の請求者又は要求者に通知して延期することができる。 2 (略)

志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第215号)新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。